

2024年度 所定疾患施設療養費算定状況

病 名	件 数	日 数
肺 炎	39 件	284 日
尿路感染症	37 件	197 日
带状疱疹	4 件	19 日
蜂窩織炎	3 件	20 日
慢性心不全増悪	4 件	29 日

所定疾患施設療養費 算定条件

- ①所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定をする。
（Ⅰ）を算定する場合、同一の入所者に対して月1回、連続する7日を限度として算定をする。
（Ⅱ）を算定する場合、同一の入所者に対して月1回、連続する10日を限度として算定をする。
- ②緊急時施設療養費を算定した日は算定しない。
- ③所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
- イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の増悪
- ④診断名、診断日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。